

第 194 回世界医師会中間理事会（報告）の件

1. 会 期：平成 25 年 4 月 4 日（木）～6 日（土）
2. 場 所：バリ（インドネシア）
3. 参加者：横倉義武会長、石井正三常任理事、畔柳達雄参与
（随行）能登国際課長、今村主査
座光寺正裕（JDN：日本医師会 Junior Doctors Network）

4. 中間理事会次第

- | | | | |
|---|-----|-----|----------------------------|
| } | 3 日 | （水） | 役員会議、作業部会（ヘルシンキ宣言、災害対策と医療） |
| | 4 日 | （木） | 理事会、社会医学委員会、医の倫理委員会 |
| | 5 日 | （金） | 医の倫理委員会、財務企画委員会 |
| | 6 日 | （土） | 理事会 |

5. 参 加

34 医師会および Nafsiah Mboi（インドネシア厚生大臣、武見フェロー1990－91年）、国際女医会（MWIA）、世界家庭医機構（WONCA）等、参加約 150 名

6. 事前会議及び作業部会

4 月 3 日：役員会議	石井常任理事
ヘルシンキ宣言改訂作業部会	石井常任理事、畔柳参与
災害医療作業部会	石井常任理事

7. 理事会での主な議決事項

(1) 新役員選出及び常設委員会委員、アドバイザーの任命

理 事 会 議 長：ムケシュ・ハイカーワル（オーストラリア）

理事会副議長：石井正三常任理事

財務担当役員：フランク・モントゴメリー（ドイツ）

常設委員会委員：医の倫理委員会：横倉会長

社会医学委員会：横倉会長、羽生田副会長

財務企画委員会：羽生田副会長

アドバイザー：畔柳参与（医の倫理委員会、社会医学委員会）

(2) 社会医学関係

1) 委員長選出：サー・マイケル・マーモット（イギリス）

2) 各議題の審議結果

① 理事会で決議された文書

・医療行為の刑事的処分にに関する理事会決議

アメリカでは依然として医師が懲役または禁錮刑に処されていること、またシリアで反体制デモの負傷者ケアを行った医師が拘留されている状況を受けて提案されたアメリカ医師会による緊急決議案である。決議案では、医療行為および医療に関する意思決定への政府介入に対し反対している。

審議により、医師は法を超える存在ではなく患者ケアに関連のない犯罪行為を行った医師は制裁を受けなければならないことが追加され、理事会にて緊急決議として提出され採択された。

・シジル・カラバス教授に関する理事会決議

南アフリカの医師であるカラバス教授は、2002年にアラブ首長国連邦（UAE）で勤務していた際に起きた子供の死亡に責任があるとして長い訴訟手続きが続いていたが、医師の専門団により今回容疑が晴れたにも関わらず依然として UAE に拘留されている。WMA は、検察側が判決に異議を唱え、カラバス教授を無期限に UAE に留めると主張していることに懸念を表明している。WMA は医師の専門団の所見を踏まえ、カラバス教授は明らかに国際法上の基準からはずれた取り扱いを受けており、すみやかに本国に帰還させるべきであるとしている。

・医療行為と患者の安全の標準化に関する理事会決議

本案は、フランス、スペイン、ドイツ医師会により提出されたものである。WMA は、非医療分野の業界標準化団体が作成した標準をそのまま医療行為に取り入れる EU 内の傾向を懸念している。WMA は、そうした団体は、医療に関する十分な倫理、学問的能力を有するものではなく、結果として医療の質の低下を招くものであるという理由から、関連の医師組織にその任務を任せるよう各国政府及びその機関に要請している。本決議案は、理事会決議として採択された。

② コメント要請のため各国医師会に回付される文書

・拷問被害者の賠償請求権に関する声明案

本案はデンマーク医師会により提出された拷問被害者の賠償請求権の保証を求めるものである。関連機関と図り拷問被害者の賠償のための連携業務を進展させるよう、各国医師会に働きかけている。

- 真菌性疾患の診断と管理に関する声明案

本案は、ブラジル医師会が提案したもので、真菌性疾患の診断検査と抗真菌療法処方箋を最も効果的に提供するにあたり、各国医師会とそのメンバーである医師の指針となる内容である。委員会での審議により、ブラジル医師会は倫理的側面の強調および文言を明確化した修正案を作成し、修正案は各国医師会へ回付されることが決定した。

③ その他

- ヒトパピローマウイルス(HPV) ワクチン

アメリカ医師会では、HPV ワクチンに関する WMA の政策文書を作成するために、国内のワクチンの専門家および WMA 次期会長のマーガレット・ムンゲラ（ウガンダ）と議論を続けている。

- 女性と少女に対する暴力

2010 年に採択された「女性と少女に対する暴力に関する WMA 決議」に基づき、女性らに対する差別、暴力の排除に対して実施できることをイギリス医師会と WMA 事務局が検討を行っている。今後は様々な法的あるいはグローバルな機関より情報を収集し、文書を作成する予定である。

- 医療データベースの倫理的考察に関する宣言改訂案

本改訂案は、アイスランド医師会を中心とした作業部会によって作成されたもので、患者の非特定情報と特定情報を含む医療データベースの利用について述べたものである。なお、10 月の総会ではさらに審議を行うために、2002 年に採択された委員会と同じ医の倫理委員会に付託されることが決定した。

3) 2003 年採択文書の分類

- SARS に関する決議：アーカイブ化

2003 年に発生した SARS の対応において世界的な戦略の必要性が浮き彫りになり、公衆衛生システムにおいて一部の根本的な脆弱性も露呈された。ゆえに WMA は WHO に対し、世界の医療界が現状に沿った有意義な取り組みと関与を早期に行えるよう WHO 緊急対応プロトコルを強化することを決議した。

本決議に対しては、大幅な修正を行うより、必要であれば呼吸器疾患に関する新規文書を作成すべきとの意見によりアーカイブ化することになった。

(3) 医の倫理関係

1) 委員長選出：ヘイキ・パルベ（フィンランド）

2) ヘルシンキ宣言改訂案

ヘルシンキ宣言改訂案は、ロッテルダム（サテライト会議）、ケープタウン専門
家会議、東京専門家会議における専門家の意見、WMA の加盟医師会の意見を受
け、作業部会による議論を経て草案が作成された。

本草案では、弱者グループの保護の強化、被験者保護のための補償問題の明確
化、試験後の取り決めに関する具体的条件、倫理委員会の透明性の向上、体系的
なプラセボの使用等が主な改訂のポイントとなっている。

本草案は、プレス発表、パブリック・コメント（4月～6月）が行われた後、
新たな草案が起草され、8月のワシントン会議（作業部会、利害関係者ヒアリン
グ）における議論を経て、10月のフォルタレザ（ブラジル）総会での審議に付さ
れる。

3) 各議題の審議結果

① 10月の総会に採択のために付託される文書

- ・死刑執行の凍結を要請する国連決議に関する声明案

声明案は、各国医師会からのコメントを受け、フランス、ドイツ、ノル
ウェー医師会が作成した。WMA は、死刑執行の世界的凍結を要請する国連
総会決議を支持すると勧告している。

② コメント要請のため各国医師会に回付される文書

- ・女性のヘルスケアに対する権利と HIV 母子感染との関わりに関する決議改
訂案

2002年にワシントン総会で採択され、2012年プラハ中間理事会で「大
幅な改訂」を要する文書となった。南アフリカ医師会提出による改訂決議
案では、行動目的として国連のミレニアム開発目標（MDGs）のうちの1
つである「HIV／エイズ、マラリアその他の疾病の蔓延の防止」を追加し、
女性のヘルスケアに対する権利を述べている。

③ 作業部会により検討される文書

- ・人間中心の医療に関する WMA 声明案

アイスランド医師会提出。「人間中心の医療」の原則は、身体的・心理的・
社会的・精神的に良好な状態という意味での健康促進が前提とされている。
そのためには、疾病の抑制のみならず、科学と人間との調和に基づき、健
康の向上、臨床現場でのよりよいコミュニケーション、そして人の尊厳に
対する尊敬と責任について、個人および地域レベルにおける理解を深める

ことを求めて提案されたものである。技術進歩や細分化による医学・医療の中で「患者中心の医療」の概念に比べ、「人間中心の医療」はより全人的な概念であるが、今まで明確化されてきていないので、今回「人間中心の医療」というテーマの重要性を呼びかけることを目的とする。

委員会ではさらなる審議のため作業部会を設立することが決定された。作業部会には、日本、オーストラリア、カナダ、アイスランド、スペイン、イギリス、アメリカが参加する。

(4) 財務企画関係

1) 委員長選出：レオニード・エーデルマン（イスラエル）

2) 今後の会議開催日程

- 2013年10月16-19日：フォルタレザ総会／ブラジル
／学術集会：非感染性慢性疾患
- 2014年4月24-26日：東京中間理事会／日程は予定
- 2014年10月8-11日：ダーバン総会／南アフリカ
／学術集会：国連ミレニアム目標後のヘルスケアに対する普遍的アクセス
- 2015年10月14-17日：モスクワ総会／ロシア
(理事会承認)
- 2016年4月14-16日：ブエノスアイレス中間理事会／アルゼンチン
- 2016年10月12-15日：台北総会／台湾

3) ヘルシンキ宣言50周年に関する準備委員会

準備委員会ではヘルシンキ宣言採択50周年を記念して、2014年にフィンランドでイベントを開催する準備を進めている。具体的には、宣言が採択された同じ会場での開催や、同宣言に関する書籍の発行を検討している。

4) 災害対策と医療に関する作業部会

各国医師会から寄せられたアンケート結果の報告が行われ、WMAのサイトを通じた本調査結果の情報の共有化と、各国医師会における災害医療トレーニングプログラムの策定について言及。また、今後も2~3年毎に同様の調査を継続することの提言があった。

5) WMA元会長、理事会議長のネットワーク

政策議論等へのアドバイスの提供を目的としたネットワークの構築。本ネットワークの取り決め事項は、WMAの元会長であるダナ・ハンソン氏（カナダ）が作成した。WMA事務総長より、就任以来元役員の適切なアドバイスを受けてい

ることが報告され、本ネットワークの有用性が認められた。

6) JDN (Junior Doctors Network)

JDNとは、2011年4月WMA理事会によって、世界初の若手医師の国際的組織として承認された組織で、各国の卒後臨床研修医、専門医研修未修の医師から構成される。本会からはJDNのメンバーが初めてWMA会議に参加し、各国のメンバーと交流を行った。さらにJDNの代表者からは活動内容と今後の課題について報告を受けた。

7) 新規加盟申請

モンテネグロ医師会より本理事会中に加盟申請がなされ、10月の総会で議題として取り扱われる。